

平成26年12月25日

環境大臣 望月 義夫 殿
復興大臣 竹下 亘 殿

(注) 要望書は個別に作成し提出

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 幸治

要望書 (写)

本年9月29日から10月12日迄の国による地権者説明会は親切・丁寧から程遠く、多くの地権者からの要望に対しても検討する旨の回答もありませんでした。このことは我々地権者にとって誠に残念であり、納得の得られるものではありませんでした。

現在までの国による一方的な進め方や多くの地権者からの要望を無視した強引な容認できない内容の押し付けに対し、ここに地権者会を立ち上げ大熊町・双葉町(以下両町という)の地権者が一致団結し国に対し町民説明会及び地権者説明会等で出た多くの声を具体的に要望し、国に再考して頂くことを目的で本地権者会を12月17日に設立をいたしました。

今後原発事故の管理監督の責任者である国は我々の古里に甚大な被害を与え、更にこの迷惑施設の受け入れを求める特殊性を十分重く受け止めた上で、両町民・地権者に寄り添い、真の意味での具体的な形のある誠意を地権者に示すべき時であります。

その意味でも「個々の地権者の思い」を集めている当地権者会との交渉を福島県(以下県という)・両町からの支援を受けて、ここに国に対し強く要望いたします。

要望事項

1. 土地価格は平成23年3月以前の国等の公共事業による取引価格等から算出した原発事故前の価格として頂くこと
2. 地上権を設定した場合、30年後の農業再開は長期に亘る米等農作物の風評被害等により経営は成り立たず、土地利用等は大きな制約を受ける。従ってそれを踏まえた価格の割合として頂くこと

3. 安全・安心に関する次の要望を受け入れて頂くこと

(1) 安全で安心できる運搬・搬入、安全で安心できる管理・運営、安全で安心できる搬出・運搬について県・両町・両町民・地権者からの監視体制構築の要望等を受け入れると共に、国による両町民・地権者等への定期・随時の運営状況説明会の開催と指摘事項が出た場合の早急な改善と改善実施後の検証の実施

(2) 県・両町・両町民・地権者側から国の施設運営組織内に「安全管理監督者」(仮称)としての複数人の常駐化の受け入れ

4. 30年以内県外最終処分場化と同処分場への搬出を具体的に進めて頂くこと

(1) 国による30年以内の県外最終処分場化及び同処分場への搬出・輸送に向けた具体的・詳細な工程管理表の作成と県・両町・両町民・地権者が納得できる同工程管理表の丁寧な事前説明

国の同工程管理表に基づいた緻密な工程管理の実践と県・両町・両町民・地権者に対する随時・定期的な説明会の開催と進捗の遅延等指摘事項が発生した場合の早急な改善の実施

(2) 国は地権者との借地契約に債権による土地賃貸借契約を追加し、20年の契約期間終了時、国と県・両町・両町民・地権者は県外最終処分場化に向けた国の取り組みと進捗状況を十二分に検証した上で、地権者と債権による10年の期間更新契約の締結

(3) 国と県・両町間の20年間の契約と同期間終了後、10年間の債権による土地賃貸借契約の締結

5. 両町全体の復興と両町全町民の生活支援について具体的に進めて頂くこと

今30年後40年後50年後の町の復興ビジョンを策定と具体的な推進

以下①から⑤は現時点の要望で優先順位での記載ではない。

今後、両町民・地権者からの要望を受け内容を追加することがある

① 大熊町・双葉町を再生可能エネルギー推進地域として頂くこと

② 浜通り地域全体の治安・防犯・野生動物対策を重点地域として頂くこと

③ 避難生活の支援(家屋墓等の維持管理・移動交通諸費用等)をして頂くこと

④ 健康回復・維持対策の一層の充実策を促進して頂くこと

⑤ 大熊町・双葉町の早期除染を推進して頂くこと

以上